

委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用

平成 25 年 5 月 14 日事調第 213 号
各(総合)振興局産業振興部長あて
事業調整課長

沿革 平成 25 年 5 月 14 日事調第 213 号
一部改正 令和 2 年 3 月 30 日事調第 1529 号

1 趣旨

「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い」(以下「事務取扱い」という。)に係る運用を定め、事務処理の簡素合理化、事業の適期及び効率的な執行を図る。

2 該当工種の考え方

暗渠排水、客土、石礫除去のほか、区画整理、草地整備、農地造成等発注後に業務箇所が変更となる可能性のある面工事を対象とすることができる。

3 適用の範囲の考え方

- (1) 同一工種とは、委託内容について同一作業を行う工種のことをいう。(区画整理内の暗渠排水は、暗渠排水工種)
- (2) 当初業務箇所の工種が複数あり、この業務箇所が変更となる場合は、それぞれ同一の工種で、かつ、当初明示した面積の 2 割以内であること。
ただし、当初明示した工種毎の業務面積が 10ha 未満のときは 2 割を超える場合も適用できるものとする。
- (3) 同一工種内の増減見込額については特に定めないが、業務委託料の増減見込額の累計が現業務委託料に対して、「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に示す割合以内又は金額未満であること。
- (4) 業務箇所の変更が当該契約地区内とは、次のとおりとする。
ア 1 地区で発注した場合は地区内全域とする。
イ 2 地区を合併して発注した場合は、2 地区の地区内全域とする。
- (5) 業務委託料の変更増減額の考え方
ア 1 回毎の軽微変更時は増減差し引きとする。
イ 軽微変更毎の累計は増減絶対値の累計とする。

業務委託料の変更例

当初契約	第 1 回変更	第 2 回変更
現業務委託料 10,000 千円 (10%以内かつ 2,000 千円未満より、限度額 1,000 千円)	減 1,000 千円 増 1,500 千円	減 2,000 千円 増 1,400 千円
1 回毎の増減差引	増 500 千円	減 600 千円
増減額の累計	500 千円 軽微な設計変更	1,100 千円 累計額が現業務委託料の 10%(1,000 千円)を超えるため軽微総括

- (6) 本事務取扱いによる委託期間の変更はできないので、委託期間の変更を伴う業務箇所の変更が生じないように留意すること。

4 その他

本事務取扱いは、営農計画（作付計画等）の変更等により当初予定していた業務箇所において調査設計等を行うことができなくなり、やむを得ず他の箇所へ変更するものであり、増あるいは減の実の変更を想定しているものではない。したがって、何らかの理由により業務箇所の増、減のみとなる場合は、その都度、業務委託料等の変更の手続きをするものとする。

5 特記仕様書記載例

- (1) 本業務においては、受益農家の営農計画の変更等の理由によって、地区内における業務箇所の一部を設計変更により、他のほ場に変更する場合がある。
- (2) 受託者は、各ほ場の調査着手前に変更の有無を業務担当員に確認するとともに受益農家から業務の箇所の変更等の申し出を受けた場合は、速やかに業務担当員に報告し、指示を受けるものとする。

6 設計変更上申書記載例

別紙3のとおり。

軽 微

設 計 変 更 上 申 書 (記 載 例)

年 月 日

〇〇 (総合) 振興局長 様

業務担当員 〇〇 〇〇

業 務 名 (契約事業名) 〇〇地区 調査設計〇〇

上記委託業務について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。

受 託 者	〇〇コンサルタント株式会社		
現委託期間	着手 〇年〇月〇日 完成 〇年〇月〇日	設計変更による 期間変更の必要性	延長 有(約日) <input checked="" type="radio"/> 無 短縮
設計変更の 概 要	・業務位置の変更	設計変更による業務の 一時中止の要否	要 <input checked="" type="radio"/> 否
理 由	・契約書第18条により変更 営農計画の変更により業務位置を変更する。 変更するほ場番号及び面積 〇〇 〇〇ha 変更するほ場番号及び面積 〇〇 〇〇ha		
そ の 他 必 要 事 項	増減見込額： 〇〇〇千円の増額 (累計で約〇〇〇千円)		

注 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。